

2012 年版 加藤光大の社労士合格レッスン 過去問 社会保険編
【法改正のお知らせ】

(3436)

平成 24 年 6 月 12 日
 (株)住宅新報社
 資格図書編集部
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 第 44 回社会保険労務士試験の実施公告が発表されました。今年度の試験は、平成 24 年 4 月 13 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。法令改正による修正の必要が生じたので、以下の箇所の記述をご訂正ください。

ページ・位置	改正前	改正後
P45 参照法令 (4カ所)	平 20. 3. 19 厚労告 98 号	平 24.3.26 厚労告 156 号
P64 肢 A 下 1 行目	(平成 23 年度においては、	(平成 24 年度においては、
P65 肢 A 解説 下の参考 下 2 行目	平成 23 年度においても、	平成 24 年度においても、
P71 肢 A 解説 下 1 行目	※平成 23 年度については	※平成 24 年度については
P99 肢 A 解説 下 1 行目	平成 23 年度においては	平成 24 年度においては
P131 参照法令	平 20. 3. 19 厚労告 98 号	平 24.3.26 厚労告 156 号
P242 肢 D 下 2 行目	0.981 を乗じて得た額(平成 23 年度価額)	0.978 を乗じて得た額(平成 24 年度価額)
P280 肢 C 下 1、2 行目	33,500 円から 167,500 円	33,300 円から 166,900 円
P281 肢 C 解説 下の参考下 1 目	23 年度価額	24 年度価額
P347 肢 B 解説 参考を追加	参考 分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合においても同様に取扱われます。	
P366 肢 E 下 1 行目	167,500 円	166,900 円
P367 肢 E 解説 上 2 行目	167,500 円	166,900 円
P367 肢 E 解説 下 1 行目	32,700 円 (平成 23 年度価額)	32,600 円 (平成 24 年度価額)
P367 肢 E 解説 参考下 1、2 行目	平成 23 年度の物価スライド率を乗じて得た額が 167,500 円) です。	平成 24 年度の物価スライド率を乗じて得た額が 166,900 円) です。
P410 肢 A 下 1 行目	間にある者である。	間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものである。

P411 肢 A 解説 下 1 行目	間にある者をいいます。	間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいいます。
P410 肢 B 上 1 行目	児童手当の場合	児童手当(3 歳に満たない児童に係るものに限る)の場合
P410 肢 B 下 1 行目	10 分の 1	45 分の 4
	3 分の 1	6 分の 1
P411 肢 B 解説 【費用負担の割合】の図を差替え	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">●被用者・公務員以外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">●被用者(3 歳以上中学校修了前の児童)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">被用者 (3 歳未満の児童)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">公務員</div>	
P410 肢 E 上 2、3 行目	児童のうち 3 歳に満たない児童 1 人につき月額 1 万円である。	児童のすべてが 3 歳に満たない児童である場合の児童手当の額は、1 人につき月額 15,000 円である。
P411 肢 E 解説 上 1、2 行目	児童手当の額は、3 歳に満たない支給要件児童 1 人につき月額 10,000 円とされています。	3 歳に満たない支給要件児童に係る児童手当の額は、1 人につき月額 15,000 円とされています。
P446 問題 1 上 3 行目	平成 23 年度においては 1 割。	平成 24 年度においては 1 割。
P505 選択肢①	①3 か月間から 5 か月間までの範囲内	①3 か月間から 12 か月間までの範囲内
P506 C 正解	①3 か月間から 5 か月間までの範囲内	①3 か月間から 12 か月間までの範囲内
P506 解説 下 4、5 行目	3 月間から 5 月間 (要介護状態区分の変更の認定を行った場合、要支援認定の更新申請に対し要介護認定を行った場合にあっては、12 月間)	3 月間から 12 月間
P507 上の 参考 を削除	問題文では、～ (中略) ～考慮する必要はありません。	削除

【正 誤】本書籍に以下のような記述の誤りがありました。お手数ですが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P321 肢 D 解説 上 2 行目	(特価変動率×	(物価変動率×